

岐阜県公報

目次

告示

産業廃棄物処理施設の変更許可の申請

(廃棄物対策課)

ページ
一

告示

岐阜県告示第二百八十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第二項において準用する第十五条第四項の規定により告示し、当該変更許可申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る。）を提出することができる。

平成二十三年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 事業の名称
株式会社マテリアル東海 産業廃棄物処理施設（汚泥の焼却施設等）変更許可申請
- 二 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
岐阜県下呂市森一三二九番地三
株式会社マテリアル東海
代表取締役 今井 哲夫
- 三 産業廃棄物処理施設の設定場所
岐阜県下呂市三原字ヒダニヒラ五四八番三 外三筆
- 四 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第 三百号。以下「令」という。）第七条第三号に該当する施設）

廃油の焼却施設（令第七条第五号に該当する施設）

廃プラスチック類の焼却施設（令第七条第八号に該当する施設）

その他の産業廃棄物の焼却施設（令第七条第十三号の二に該当する施設）

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ及び感染性産業廃棄物

六 変更許可申請年月日

平成二十二年十一月十日

七 縦覧の場所並びに期間及び時間

1 縦覧の場所

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 岐阜県岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県飛騨振興局下呂市駐在 岐阜県下呂市秋原町羽根二六〇五番一

下呂市総務部総務課 岐阜県下呂市森九六〇番地

2 縦覧の期間及び時間

平成二十三年五月二日（月）から平成二十三年六月二日（木）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで（県及び下呂市の機関の休日を除く。）

八 意見書の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成二十三年五月二日（月）から平成二十三年六月十六日（木）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで（県の機関の休日を除く。）ただし、郵送による場合は、平成二十三年六月十六日（木）までの消印のあるもの限り受け付けるものとする。

2 提出先

岐阜県環境生活部廃棄物対策課（〒五〇〇 八五七〇 岐阜県岐阜市数田南二丁目一番一号）又は岐阜県飛騨振興局下呂市駐在（〒五〇九 二五九二 岐阜県下呂市秋原町羽根二六〇五番一）

平成二十三年五月二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター